

令和6年度使用料・手数料等の見直しに係る変更一覧

※ 特別の記載がない場合は、1時間当たりの税込料金を記載しています。

※ 冷暖房料金、照明料金は、貸出区分に関わらず1時間当たりの税込料金を記載しています。

1 公民館・交流センター

(単位：円)

施設	貸出区分	施設料金		冷暖房料金		備考	
		現在料金	新料金	現在料金	新料金		
旭ヶ丘公民館	大ホール	990	1,280	210	240		
	中会議室	250	310	100	110		
	小会議室	110	130	100	110		
	研修室	310	310	100	110		
	和室	250	310	100	110		
市之倉公民館	料理実習室	350	400	100	110		
	大ホール	990	1,280	210	240		
	研修室	350	450	100	110		
	和室	250	310	100	110		
料理実習室	350	400	100	110			
	その他の部屋	110	140	100	110		
	南郷公民館	大ホール	990	1,280	210		240
		研修室	390	500	100		110
和室		300	370	100	110		
料理実習室	350	400	100	110			
	脇之島公民館	大ホール	990	1,280	210		240
		研修室	350	450	100		110
和室		300	370	100	110		
料理実習室	350	400	100	110			
	小泉公民館	大ホール	990	1,280	210		240
		研修室(大)	350	450	100	110	
研修室(小)		210	230	100	110		
和室		350	410	100	110		
料理実習室		350	400	100	110		
多目的実習室	310	380	100	110			
義正交流センター	大ホール	990	1,280	210	240		
	遊戯室	500	650	100	110		
	研修室	350	450	100	110		
	和室	150	150	100	110		
	多目的実習室	350	400	100	110		
精華交流センター	大ホール	990	1,280	210	240		
	遊戯室	620	800	210	240		
	研修室	350	450	100	110		
	会議室	210	230	100	110		
	多目的実習室	350	400	100	110		
和室	210	220	100	110			
小泉交流センター	大会議室	310	400	100	110		
	小会議室	210	270	100	110		
	遊戯室	390	500	100	110		
根本交流センター	大ホール	990	1,280	210	240		
	小ホール	500	650	100	110		
	和室	210	220	100	110		
	実習室	350	400	100	110		
	会議室1	350	450	100	110		
会議室2	250	310	100	110			
笠原交流センター	3階視聴覚室	660	660	320	360		
	3階会議室(1-1)	250	320	210	240		
	3階会議室(1-2)	250	320	210	240		
	3階会議室(2)	420	420	210	240		
	3階会議室(3)	210	230	210	240		
	3階料理教室	760	760	320	360		
	3階和室(1)	210	220	210	240		
	3階和室(2)	420	420	210	240		
	3階茶室(1)	310	310	210	240		
	3階茶室(2)	420	420	210	240		
	大ホール(全面利用)	990	1,280	320	360		
	大ホール(2/3面利用)	700	900	320	360		
	大ホール(1/3面利用)	350	450	210	240		
遊戯室	880	1,020	320	360			

2 バロー文化ホール

(単位：円)

貸出区分	施設料金		冷暖房料金		備考	
	現在料金	新料金	現在料金	新料金		
大ホール	平日 (午前9時から正午まで)	13,750	13,840	6,180	7,100	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	平日 (午後1時から午後4時30分まで)	20,630	20,770			
	平日 (午後5時30分から午後9時30分まで)	34,380	34,610			
	平日 (午前9時から午後4時30分まで)	34,380	34,610			
	平日 (午後1時から午後9時30分まで)	55,000	55,380			
	平日 (午前9時から午後9時30分まで)	68,750	69,220			
	平日 (延長1時間までごとに)	6,820	6,860			
	土、日、休日 (午前9時から正午まで)	17,880	18,000			
	土、日、休日 (午後1時から午後4時30分まで)	27,500	27,690			
	土、日、休日 (午後5時30分から午後9時30分まで)	45,380	45,690			
	土、日、休日 (午前9時から午後4時30分まで)	45,380	45,690			
	土、日、休日 (午後1時から午後9時30分まで)	72,880	73,380			
土、日、休日 (午前9時から午後9時30分まで)	90,750	91,380				
土、日、休日 (延長1時間までごとに)	9,020	9,080				
小ホール	平日 (午前9時から正午まで)	4,400	5,580	1,780	2,040	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	平日 (午後1時から午後4時30分まで)	7,330	9,300			
	平日 (午後5時30分から午後9時30分まで)	11,730	14,880			
	平日 (午前9時から午後4時30分まで)	11,730	14,880			
	平日 (午後1時から午後9時30分まで)	19,070	24,180			
	平日 (午前9時から午後9時30分まで)	23,470	29,760			
	平日 (延長1時間までごとに)	2,310	2,930			
	土、日、休日 (午前9時から正午まで)	5,870	7,440			
	土、日、休日 (午後1時から午後4時30分まで)	8,800	11,160			
	土、日、休日 (午後5時30分から午後9時30分まで)	14,670	18,600			
	土、日、休日 (午前9時から午後4時30分まで)	14,670	18,600			
	土、日、休日 (午後1時から午後9時30分まで)	23,470	29,760			
土、日、休日 (午前9時から午後9時30分まで)	29,330	37,200				
土、日、休日 (延長1時間までごとに)	2,860	3,620				
展示室 A	平日 (午前9時から正午まで)	2,750	3,550	740	850	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	平日 (午後1時から午後4時30分まで)	2,750	3,550			
	平日 (午後5時30分から午後9時30分まで)	2,750	3,550			
	平日 (午前9時から午後4時30分まで)	5,500	7,100			
	平日 (午後1時から午後9時30分まで)	5,500	7,100			
	平日 (午前9時から午後9時30分まで)	8,250	10,650			
	平日 (延長1時間までごとに)	880	1,130			
	土、日、休日 (午前9時から正午まで)	3,850	4,980			
	土、日、休日 (午後1時から午後4時30分まで)	3,850	4,980			
	土、日、休日 (午後5時30分から午後9時30分まで)	3,850	4,980			
	土、日、休日 (午前9時から午後4時30分まで)	7,700	9,960			
	土、日、休日 (午後1時から午後9時30分まで)	7,700	9,960			
土、日、休日 (午前9時から午後9時30分まで)	11,550	14,940				
土、日、休日 (延長1時間までごとに)	1,320	1,700				
展示室 B	午前9時から正午まで	1,600	1,640	420	480	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	午後1時から午後4時30分まで	1,600	1,640			
	午後5時30分から午後9時30分まで	1,600	1,640			
	午前9時から午後4時30分まで	3,190	3,280			
	午後1時から午後9時30分まで	3,190	3,280			
	午前9時から午後9時30分まで	4,790	4,920			
	延長1時間までごとに	530	540			
楽屋 1	午前9時から正午まで	2,200	2,200	210	240	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	午後1時から午後4時30分まで	2,860	2,860			
	午後5時30分から午後9時30分まで	2,860	2,860			
	午前9時から午後4時30分まで	5,060	5,060			
	午後1時から午後9時30分まで	5,720	5,720			
	午前9時から午後9時30分まで	7,920	7,920			
延長1時間までごとに	770	770				
楽屋 2	午前9時から正午まで	2,200	2,200	210	240	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	午後1時から午後4時30分まで	2,860	2,860			
	午後5時30分から午後9時30分まで	2,860	2,860			
	午前9時から午後4時30分まで	5,060	5,060			
	午後1時から午後9時30分まで	5,720	5,720			
	午前9時から午後9時30分まで	7,920	7,920			
延長1時間までごとに	770	770				

2 バロー文化ホール

(単位：円)

貸出区分		施設料金		冷暖房料金		備考
		現在料金	新料金	現在料金	新料金	
楽屋3	午前9時から正午まで	1,380	1,380	100	110	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	午後1時から午後4時30分まで	2,200	2,200			
	午後5時30分から午後9時30分まで	2,200	2,200			
	午前9時から午後4時30分まで	3,580	3,580			
	午後1時から午後9時30分まで	4,400	4,400			
	午前9時から午後9時30分まで	5,780	5,780			
	延長1時間までごとに	550	550			
楽屋4	午前9時から正午まで	1,380	1,380	100	110	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	午後1時から午後4時30分まで	2,200	2,200			
	午後5時30分から午後9時30分まで	2,200	2,200			
	午前9時から午後4時30分まで	3,580	3,580			
	午後1時から午後9時30分まで	4,400	4,400			
	午前9時から午後9時30分まで	5,780	5,780			
	延長1時間までごとに	550	550			
楽屋5	午前9時から正午まで	1,380	1,380	100	110	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	午後1時から午後4時30分まで	2,200	2,200			
	午後5時30分から午後9時30分まで	2,200	2,200			
	午前9時から午後4時30分まで	3,580	3,580			
	午後1時から午後9時30分まで	4,400	4,400			
	午前9時から午後9時30分まで	5,780	5,780			
	延長1時間までごとに	550	550			
楽屋6	午前9時から正午まで	1,650	1,650	210	240	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	午後1時から午後4時30分まで	3,300	3,300			
	午後5時30分から午後9時30分まで	3,300	3,300			
	午前9時から午後4時30分まで	4,950	4,950			
	午後1時から午後9時30分まで	6,600	6,600			
	午前9時から午後9時30分まで	8,250	8,250			
	延長1時間までごとに	880	880			
主催者控室	午前9時から正午まで	1,380	1,380	100	110	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	午後1時から午後4時30分まで	2,200	2,200			
	午後5時30分から午後9時30分まで	2,200	2,200			
	午前9時から午後4時30分まで	3,580	3,580			
	午後1時から午後9時30分まで	4,400	4,400			
	午前9時から午後9時30分まで	5,780	5,780			
	延長1時間までごとに	550	550			
リハーサル室	午前9時から正午まで	2,200	2,200	420	480	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1
	午後1時から午後4時30分まで	2,860	2,860			
	午後5時30分から午後9時30分まで	2,860	2,860			
	午前9時から午後4時30分まで	5,060	5,060			
	午後1時から午後9時30分まで	5,720	5,720			
	午前9時から午後9時30分まで	7,920	7,920			
	延長1時間までごとに	770	770			
大会議室	1,210	1,450	740	850	・多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1	
練習室1	550	550	420	480		
練習室2	550	550	420	480		
練習室3	440	440	420	480		
練習室4	940	940	420	480		
和室	440	440	420	480		

3 その他の文化施設

(単位：円)

施設	貸出区分		施設料金		冷暖房料金		備考
			現在料金	新料金	現在料金	新料金	
学習館	多目的ホール	午前9時から正午まで	3,850	5,000	840	960	・多治見市学習館の設置及び管理に関する条例別表第1
		午後1時から午後5時まで	5,830	7,570			
		午後6時から午後9時30分まで	8,250	10,720			
		午前9時から午後9時30分まで	17,930	23,290			
		延長1時間までごとに	1,650	2,140			
	1階ギャラリー	午前9時から正午まで	1,320	1,630	-	-	
		午後1時から午後5時まで	1,760	2,180			
		午後6時から午後9時30分まで	1,320	1,630			
		午前9時から午後9時30分まで	4,400	5,440			
		延長1時間までごとに	440	540			
	学習室101		440	440	100	110	
	学習室401		440	440	100	110	
	学習室402		500	650	100	110	
	学習室403		440	440	100	110	
	学習室501		880	1,140	210	240	
	学習室502		660	750	210	240	
	学習室503		440	440	100	110	
	学習室504		440	440	100	110	
	学習室505		440	440	100	110	
	学習室506		440	440	100	110	
視聴覚室		940	940	210	240		
美術室		770	880	210	240		
工作室		550	570	210	240		
音楽室		550	550	210	240		
和室		880	910	210	240		
陶芸室		330	330	100	110		
子ども情報センター	研修室		500	650	210	240	・多治見市図書館の設置等に関する条例別表
三の倉市民の里	宿泊研修センター	会議室	370	370	210	240	・多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第1、第2
		体験学習棟	研修室A	440	570	210	
		研修室B	440	570	210	240	
	キャンプ場	(1団体1回)	2,420	3,140	-	-	
	グラウンド		300	390	-	-	
	宿泊室A		280	320	150	170	
	宿泊室B		280	340	150	170	
	宿泊室C		280	280	150	170	
	宿泊室D		730	840	420	480	
	ミーティングルーム		260	260	150	170	
	ログハウスA		260	280	150	170	
	ログハウスB		400	520	210	240	
ログハウスC		400	520	210	240		

4 体育館

(1) 感謝と挑戦のTYK体育館

(単位：円)

貸出区分			施設料金		冷暖房料金		備考	
			現在料金	新料金	現在料金	新料金		
第1競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツに利用(一般)	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	990	1,180	5,940	6,830	・多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1 ・主たる利用者が市外在住の者(土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。)である場合の加算額を5割から10割に変更
			午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	1,650	1,980			
			午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	2,200	2,640			
			午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	2,860	3,430			
		スポーツに利用(高校生以下)	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	550	660			
			午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	880	1,050			
			午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	1,100	1,320			
			午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	1,430	1,710			
		スポーツ以外に利用	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	2,970	3,540			
			午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	4,950	5,940			
			午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	6,600	7,920			
			午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	8,580	10,290			
	入場料等を徴収する場合	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	2,970	3,540				
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	4,950	5,940				
		午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	6,600	7,920				
		午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	8,580	10,290				
第2競技場 第3競技場 第4競技場	スポーツに利用(一般)	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	360	430				
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	600	710				
		午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	960	1,140				
		午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	960	1,140				
	スポーツに利用(高校生以下)	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	240	280				
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	360	430				
		午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	480	570				
		午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	480	570				
	スポーツ以外に利用	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	1,090	1,290				
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	1,800	2,130				
		午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	2,870	3,420				
		午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	2,870	3,420				

4 体育館

(1) 感謝と挑戦のTYK体育館

(単位：円)

貸出区分		施設料金		冷暖房料金		備考	
		現在料金	新料金	現在料金	新料金		
役員室	一般	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	220	220	210	240	・多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	330	330			
		午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	330	330			
		午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	330	330			
	高校生以下	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	110	110			
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	220	220			
		午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	220	220			
		午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	220	220			
幼児体育室	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	220	260	210	240		
	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	330	390				
	午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	550	650				
	午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	550	650				
卓球室	一般	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	360	430	320	360	
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	610	730			
		午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	730	870			
	高校生以下	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	240	280			
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	400	470			
		午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	480	570			
研修室	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	220	260	210	240	・多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更	
	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	330	390				
	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	330	390				
会議室	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	260	300	320	360		
	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	400	470				
	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	400	470				
ミーティング室	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	260	310	320	360		
	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	440	520				
	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	530	630				
和室1	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	260	310	320	360		
	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	440	520				
	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	530	630				
和室2	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	240	280	210	240		
	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	240	280				
	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	360	420				
個人利用（競技場・卓球室・幼児体育室）	1回（一般）	110	130	-	-	・多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1	
	1回（高校生以下（乳幼児を除く。））	50	60				
個人利用（トレーニング室）	1回	220	260	-	-		
	回数券（12回分）	2,200	2,600				

4 体育館

(2) 笠原体育館

(単位：円)

貸出区分			施設		冷暖房料金		備考
			現在料金	新料金	現在料金	新料金	
第1競技場	スポーツに 利用する場 合	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	720	860	-	-	
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	1,210	1,450	-	-	
		午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	1,650	1,970	-	-	
		午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	2,090	2,500	-	-	
	スポーツ以 外に利用す る場合	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	2,150	2,580	-	-	
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	3,630	4,350	-	-	
		午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	4,950	5,910	-	-	
		午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	6,270	7,500	-	-	
第2競技場 第3競技場	スポーツに 利用する場 合	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	360	430	-	-	・多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	610	720	-	-	
		午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	970	1,150	-	-	
		午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	970	1,150	-	-	
	スポーツ以 外に利用す る場合	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	1,090	1,290	-	-	
		午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	1,820	2,160	-	-	
		午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	2,900	3,450	-	-	
		午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	2,900	3,450	-	-	
個人利用（競技場）		1回（一般）	110	130	-	-	・多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1
		1回（高校生以下（乳幼児を除く。））	50	60	-	-	
個人利用（トレーニング室）		1回	170	200	-	-	・多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1
		回数券（12回分）	1,700	2,000	-	-	

5 その他スポーツ施設

(単位：円)

施設	貸出区分		施設料金		冷暖房料金		照明料金		備考
			現在料金	新料金	現在料金	新料金	現在料金	新料金	
星ヶ台競技場	トラック・フィールド	入場料等を徴収しない場合	4,400	4,400	-	-	-	-	・多治見市都市公園条例別表第3 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
		入場料等を徴収する場合	13,200	13,200	-	-	-	-	
	会議室		220	220	100	110	-	-	・多治見市都市公園条例別表第3 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
	審判控室1		220	220	100	110	-	-	
	審判控室2		220	220	100	110	-	-	
	記録室		220	220	100	110	-	-	
	放送室		130	130	50	50	-	-	
個人利用	小中高生（1回）		50	60	-	-	-	-	・多治見市都市公園条例別表第3
	小中高生（回数券（12回分））		500	600	-	-	-	-	
	一般（1回）		250	300	-	-	-	-	
	一般（回数券（12回分））		2,500	3,000	-	-	-	-	
多治見市営球場	入場料等を徴収しない場合		1,320	1,320	-	-	3,980	4,570	・多治見市都市公園条例別表第3 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
	入場料等を徴収する場合		3,960	3,960	-	-	-	-	
滝呂球場			770	920	-	-	-	-	・多治見市都市公園条例別表第3 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
星ヶ台運動広場	入場料等を徴収しない場合		720	860	-	-	-	-	・多治見市都市公園条例別表第3 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
	入場料等を徴収する場合		2,160	2,580	-	-	-	-	
旭ヶ丘運動広場	A面		720	860	-	-	1,780	2,040	・多治見市都市公園条例別表第3 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
	B面		610	730	-	-	-	-	
北丘運動広場			720	860	-	-	-	-	・多治見市運動場の設置及び管理に関する条例別表 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
市之倉運動広場			720	860	-	-	-	-	
脇之島運動広場			720	860	-	-	-	-	・多治見市都市公園条例別表第3 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
笠原向島運動広場			720	860	-	-	-	-	
笠原梅平運動広場	A面		720	860	-	-	-	-	・多治見市都市公園条例別表第3 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
	B面		720	860	-	-	2,090	2,400	
星ヶ台テニスコート	1面につき（第1競技場）		730	730	-	-	420	480	・多治見市都市公園条例別表第3 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
脇之島テニスコート	1面につき		730	730	-	-	-	-	
共栄テニスコート	1面につき		730	730	-	-	310	350	
笠原向島テニスコート			730	730	-	-	420	480	・多治見市運動場の設置及び管理に関する条例別表 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
旭ヶ丘弓道場	専用利用（午前9時から午後5時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分につき）		990	990	-	-	-	-	・多治見市都市公園条例別表第3 ・主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合の加算額を5割から10割に変更
	専用利用（午後5時から午後9時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分につき）		1,540	1,540	-	-	-	-	
	個人利用（1回）		110	130	-	-	-	-	・多治見市都市公園条例別表第3
	個人利用（回数券（11回分））		1,100	1,300	-	-	-	-	

6 産業施設

(単位：円)

施設	貸出区分		施設料金		冷暖房料金		備考
			現在料金	新料金	現在料金	新料金	
産業文化センター	大ホール	平日（午前9時から正午まで）	5,500	7,130	2,200	2,530	・多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例別表第1
		平日（午後1時から午後5時まで）	7,260	9,410			
		平日（午後6時から午後9時30分まで）	10,890	14,120			
		平日（午前9時から午後9時30分まで）	23,650	30,660			
		平日（延長1時間までごとに）	2,420	3,130			
		土、日、休日（午前9時から正午まで）	7,150	9,270			
		土、日、休日（午後1時から午後5時まで）	9,460	12,270			
		土、日、休日（午後6時から午後9時30分まで）	14,300	18,540			
		土、日、休日（午前9時から午後9時30分まで）	30,910	40,080			
	土、日、休日（延長1時間までごとに）	3,190	4,130				
	大会議室	1,320	1,320	310	350		
	中会議室	880	880	310	350		
	小会議室（冷暖房設備は1基につき）	660	660	210	240		
	特別会議室	880	880	210	240		
和室	660	660	100	110			
ミーティングルーム	440	440	100	110			
勤労者センター	大研修室	520	670	210	240	・多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例別表	
	小研修室	250	320	100	110		
	会議室A	130	160	100	110		
	会議室B	130	160	100	110		
	会議室C	130	160	100	110		
文化工房	メセナギャラリー	平日（1日につき）	7,700	10,000	420	480	・多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例別表第1
		平日（1時間につき）	770	1,000			
		土、日、休日（1日につき）	11,550	15,000			
		土、日、休日（1時間につき）	1,160	1,500			
	クラフト工房全体	平日（1日につき）	7,000	9,000	320	360	
		平日（1時間につき）	700	900			
		土、日、休日（1日につき）	10,600	13,400			
		土、日、休日（1時間につき）	1,060	1,340			
	第1工房のみ	平日（1日につき）	4,400	5,700	210	240	
		平日（1時間につき）	440	570			
		土、日、休日（1日につき）	6,600	8,500			
		土、日、休日（1時間につき）	660	850			
第2工房のみ	平日（1日につき）	2,600	3,300	100	110		
	平日（1時間につき）	260	330				
	土、日、休日（1日につき）	4,000	4,900				
	土、日、休日（1時間につき）	400	490				
美濃焼 ミュージアム	会議研修室		660	850	320	360	・多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例別表第2
		商業宣伝を目的として利用する場合	1,320	1,700			
モザイクタイル ミュージアム	研修工作室	310	400	210	240	・多治見市モザイクタイルミュージアムの設置及び管理に関する条例別表第2	
	ギャラリースペース（日額）	8,150	9,300	210	240		

7 福祉施設

(単位：円)

施設	貸出区分	施設料金		冷暖房料金		備考
		現在料金	新料金	現在料金	新料金	
総合福祉センター	3階和室1	500	580	100	110	・多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例別表
	3階和室2	500	580	100	110	
	3階和室3	500	580	100	110	
	3階作業室	500	650	100	110	
	3階研修室	500	640	100	110	
	4階集会室	360	410	100	110	
	4階会議室	360	410	100	110	
	4階技能習得室	360	410	100	110	
	4階和室1	360	360	100	110	
	4階和室2	360	360	100	110	
	4階ミーティングルーム	360	360	100	110	
	4階大会議室	1,980	2,570	420	480	
かさばら福祉センター	教養娯楽室	500	650	100	110	・多治見市かさばら福祉センターの設置及び管理に関する条例別表
	研修室	500	620	100	110	
	健康相談室	360	360	100	110	
	集会室	1,210	1,570	100	110	
サンホーム滝呂	和室	500	650	100	110	・多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例別表
ふれあいセンター姫	和室	260	330	100	110	・多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例別表
	会議室	260	330	100	110	
	多目的工作室	440	570	100	110	
児童館・ 児童センター	遊戯室	390	500	100	110	・多治見市児童館の設置及び管理に関する条例別表
	集会室	220	250	100	110	
幼稚園	遊戯室	500	650	100	110	・多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例別表

8 その他の施設

(単位：円)

施設等	貸出区分	施設料金		冷暖房料金		照明料金		備考
		現在料金	新料金	現在料金	新料金	現在料金	新料金	
小学校 中学校	屋外運動場 (15,000㎡以上のもの)	260	330	-	-	1,870	2,150	・多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例別表
	屋外運動場 (15,000㎡未満のもの)	130	160	-	-	880	1,010	
	屋内運動場 体育館 (多目的室を除く。)	390	500	-	-	-	-	
	屋内運動場 武道場	390	500	-	-	-	-	
	屋内運動場 多目的室	350	350	100	110	-	-	
	普通教室	130	160	100	110	-	-	
	特別教室 (実習等を行う特別教室 (コンピュータ室を除く。))	390	500	210	240	-	-	
	特別教室 (コンピュータ室)			320	360	-	-	
	特別教室 (その他の特別教室)	260	330	210	240	-	-	
多目的教室	830	860	740	850	-	-		
駅北庁舎	1階 屋外広場 (全面)	1,460	1,890	-	-	-	-	・多治見市役所駅北庁舎の設置及び管理に関する規則別表
	1階 屋外広場 (半面)	740	940	-	-	-	-	
	1階 屋外広場 (1区画 (33㎡まで))	210	270	-	-	-	-	
	1階 ロビー (全面)	1,050	1,360	-	-	-	-	
	1階 ロビー (1区画 (39㎡まで))	260	340	-	-	-	-	
	1階 ギャラリー (全面)	320	410	-	-	-	-	
	2階 多目的スペース (全面)	1,050	1,360	-	-	-	-	
	2階 多目的スペース (1区画 (37㎡まで))	260	340	-	-	-	-	
	4階 会議室 (1室)	420	540	100	110	-	-	
4階 災害対策本部室 (1区画 (4㎡まで))	260	330	-	-	-	-		
行政財産 目的外使用料	事務所等 (1㎡につき1月)	300	390	-	-	-	-	・多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例別表第1
	会議室 (1㎡につき1時間)	5	6	210	240	-	-	

9 手数料

(単位：円)

種別		手数料		備考	
		現在料金	新料金		
陶磁器意匠研究所 手数料	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の基準による鉛・カドミウム溶出試験（1件あたり）	520	520	・多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例別表 ・市外在住又は市内に事業所等を有しない法人である場合に10割の加算を新設 ・多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例施行規則第2条、第3条	
	デザイン及び成型技術に関する指導（担当職員1人が指導に要した1時間につき）	1,320	1,340		
	陶磁器技術に関する指導（担当職員1人が指導に要した1時間につき）	1,320	1,340		
ごみ処理手数料	一般廃棄物処理手数料	一般家庭 処理施設持込み	100	160	・多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1 ・多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第2
		事業者及び許可業者 処理施設持込み（20kgまでごとに）	210	320	
	産業廃棄物処理手数料	事業者 処理施設持込み（20kgまでごとに）	210	320	